

## 多様な広域連携の取組による 生活機能の確保等に向けた指定都市市長会提言

令和2年6月、第32次地方制度調査会において、「2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申」（以下「答申」という。）が取りまとめられた。

答申では、2040年頃にかけて生じる人口構造の変化や新型コロナウイルス感染症の感染拡大により再認識された人口の過度の集中に伴うリスク等に適応していくための地方行政のあり方の一つとして、「地方公共団体の広域連携」が掲げられ、その基本的な考え方や方向性が示されている。

その中でも特に、「多様な広域連携の取組による生活機能の確保」として、市町村が、自ら選択した広域連携の取組により、地域で住民が快適で安心な暮らしを営んでいくことができるよう、必要な行政サービスを提供していくことが重要であると言及されている。また、今後、連携中枢都市圏等のほか、様々な市町村間の広域連携によって特に地域において必要な生活機能を確保していくことが必要であることを踏まえ、連携により生活機能を確保しようとする際に関係市町村に発生する需要に応じ、適切な財政措置を講じる必要があることが示されている。

一方、これまで指定都市市長会が要望してきた連携中枢都市圏制度等の法定化や三大都市圏における連携促進に向けた新制度の創設などについては、答申において、具体的な言及がなされていない。

これらを踏まえ、連携中枢都市圏や三大都市圏において、地域の中核的な役割を担う指定都市が、人口減少が深刻化し高齢者人口がピークを迎える2040年頃に向けて、近隣市町村と連携しながら、地域に必要な行政サービスを提供し続けることができるようにするため、下記のとおり提言する。

- 1 今後、連携中枢都市圏において、地域の中核的な役割を担う指定都市が、近隣市町村と連携しながら、各地域における必要な生活機能の確保をはじめとする標準的な行政サービスをより安定的に行うために必要な歳出を地方財政計画に見込むことにより地方交付税の必要額の確保を行うなど適切な財政措置を早急に講じること。
- 2 連携中枢都市圏制度について、地方自治体の自主性や自立性を十分に尊重しつつ法定化することにより安定的に推進できる仕組みとすること。
- 3 三大都市圏における財政面等の支援を含む連携促進に向けた既存制度の拡充や、新制度の創設等の早期実現に向けた検討を積極的に行うこと。

令和 2 年 11 月 16 日  
指 定 都 市 市 長 会